

# 令和8年度 八戸市立吹上小学校 いじめ防止基本方針

## 1 はじめに～策定にあたって～

いじめとは、児童が他の児童によって心理的および物理的に苦痛を与えられる行為である。（インターネットを通じて行われるものも含む。）本校では、令和7年1月に制定された「八戸市いじめ防止対策推進条例」の基本理念（下記参照）に基づき、「いじめは、いつでも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることを目指して、「八戸市立吹上小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### 【基本理念】 第3条

- 1 いじめの防止等の対策は、全ての児童等が互いに理解し合い、生命及び人権を尊重して、いじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行わなければならない。
- 2 いじめの防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにしなければならない。
- 3 いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護及び救済し、並びに安全や安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、教職員、保護者、市民等及びその他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

参考：「八戸市いじめ防止対策推進条例」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kyoikushidoka/kyoiku/1/23367.html>

本校の「いじめ防止のための基本的な姿勢」は次の5点である。

- 学校・学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童・教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を構築する。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、問題は早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

## 2 校内体制

いじめ防止委員会を校内分掌に位置づけ、定例会を設ける。

- 構成メンバー…校長・教頭・生徒指導主任  
ほかに学年主任・養護教諭・心理的医療的な専門家
- 役割 …いじめ防止等の取組に関すること。相談内容の把握。  
児童、保護者へのいじめ防止の啓発等。
- いじめの相談があった場合の対応  
→当該学年担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等を

協議する。

情報は、児童の個人情報の取扱いを考慮しながら全教職員で共有する。

- PDCA …取組を児童・保護者アンケートや教職員で評価→結果公表→改善に活用

### 3 いじめの未然防止

#### <児童>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、集団の一員として自覚できる学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行うことで児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・道徳の時間や学級指導の指導を通して、思いやりの心や、命の大切さを育む。
- ・「いじめは決して許されない」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

#### <教員>

- ・児童が居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるような授業に努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、教育活動を通して示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ問題」についての理解(いじめの構造、解決方法など)を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を担任一人で抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### <学校全体>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を実施し、教職員全体で児童の情報を共有する。
- ・いじめに関する校内研修を行い、本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・全校集会や放送などで、学校として「いじめは絶対に許されない」ということ、いじめに気づいた時には担任や周りの大人に知らせることの大切さを、児童に伝える。
- ・児童会として「いじめ問題」に関する取り組みを行う。
- ・児童が、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### <保護者・地域>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを、学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

## 4 「いじめ」の早期発見

<児童の変化に気づくために>

- ・全教職員による児童の日常観察の充実と、情報（気づいたこと）の共有。
  - 様子に変化が感じられる児童～安心感を持たせるために積極的に声かけ。
- ・アンケート調査等の活用（児童の人間関係や学校生活等の悩み等を把握。）
- ・保護者との連携（学級通信、児童手帳、電話等の活用。）

<一人で悩ませないために>

- ・相談への安心感づくり（いじめで悩んでいること、ほかに困ったこと、悩んでいること。）
- ・児童や保護者からの相談体制の整備改善。

<学級担任の相談の姿勢>

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になり児童の悩みや苦しみを受け止めて聞き、支えることを伝える。
- ・いじめから児童を守る姿勢で対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるよう励ます。
- ・相談内容は管理職に報告するとともに、いじめ防止委員会を通して校内で情報を共有する。

## 5 解決に向けた対応

- 教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者・加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- いじめている児童に対して
  - ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめることをやめさせる。
  - ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ苦しめていることに気づかせる指導を行う。
  - ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- 事実関係を保護者に伝え、学校での指導、家庭で学校と連携し合う対応を話し合う。

## 6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる(可能性がある)事態。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

- ・文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する行為
- ・特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為
- ・掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する行為

### (2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発～フィルタリングや保護者の見守り
- ②情報教育の充実～外部講師の招請や出前講座の活用による情報モラル教育の充実
- ③ネット社会についての講話（防犯）の実施

### (3) ネットいじめへの対処

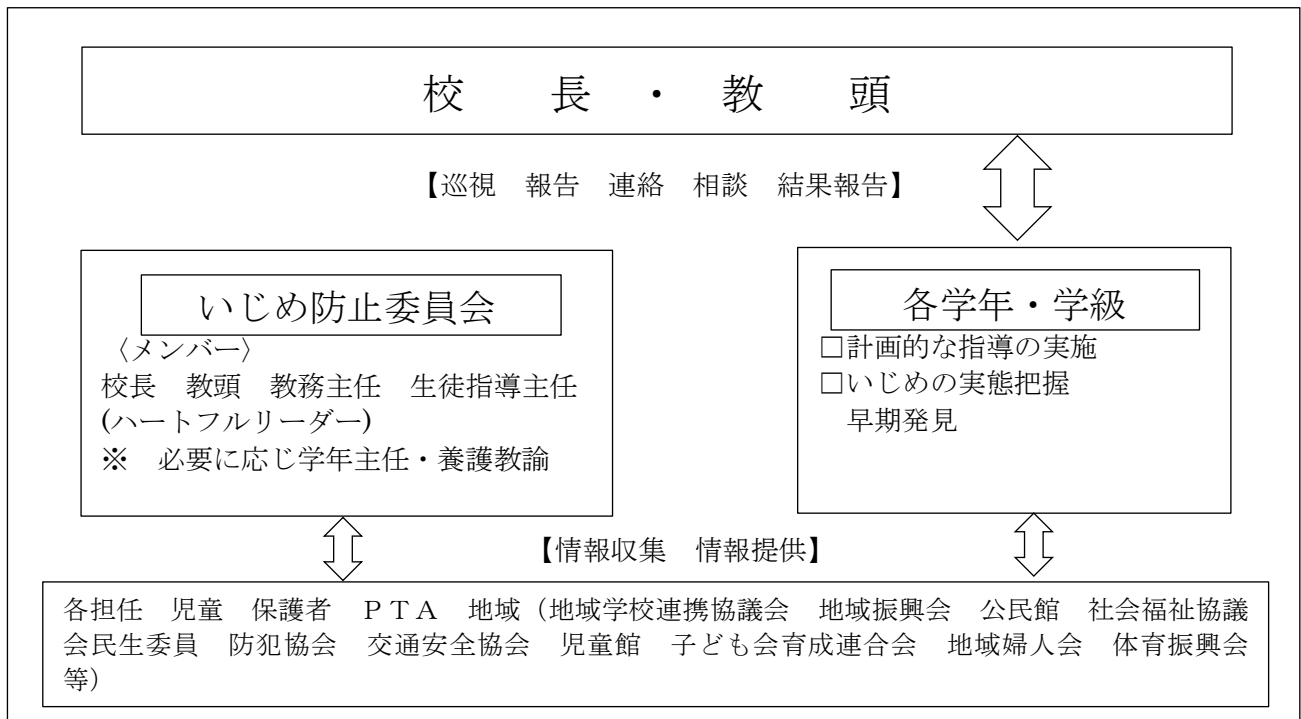
- ①ネットいじめの把握～・被害者からの訴え・閲覧者からの情報・ネットパトロール
- ②不当な書き込みへの対処 ～生徒指導主任が状況確認→状況の記録→管理者へ連絡・削除依頼

## 8 教育委員会をはじめ関係機関との連携

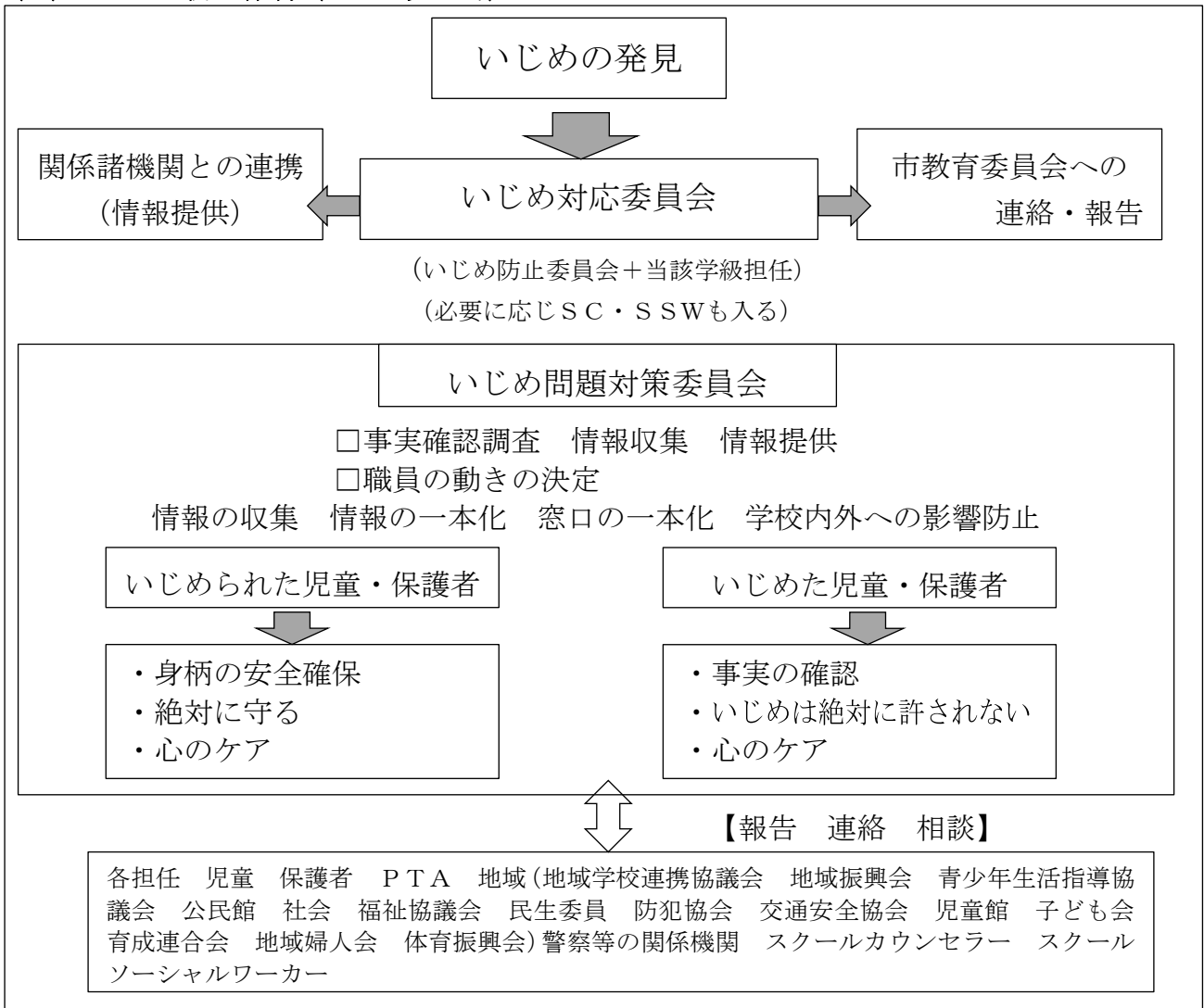
- ・いじめの事実を確認した場合の報告・重大事態発生時には、法に即して、八戸市教育委員会に指導助言を求めて学校として組織的に対応する。
- ・PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることを願います。

## 9 校内体制

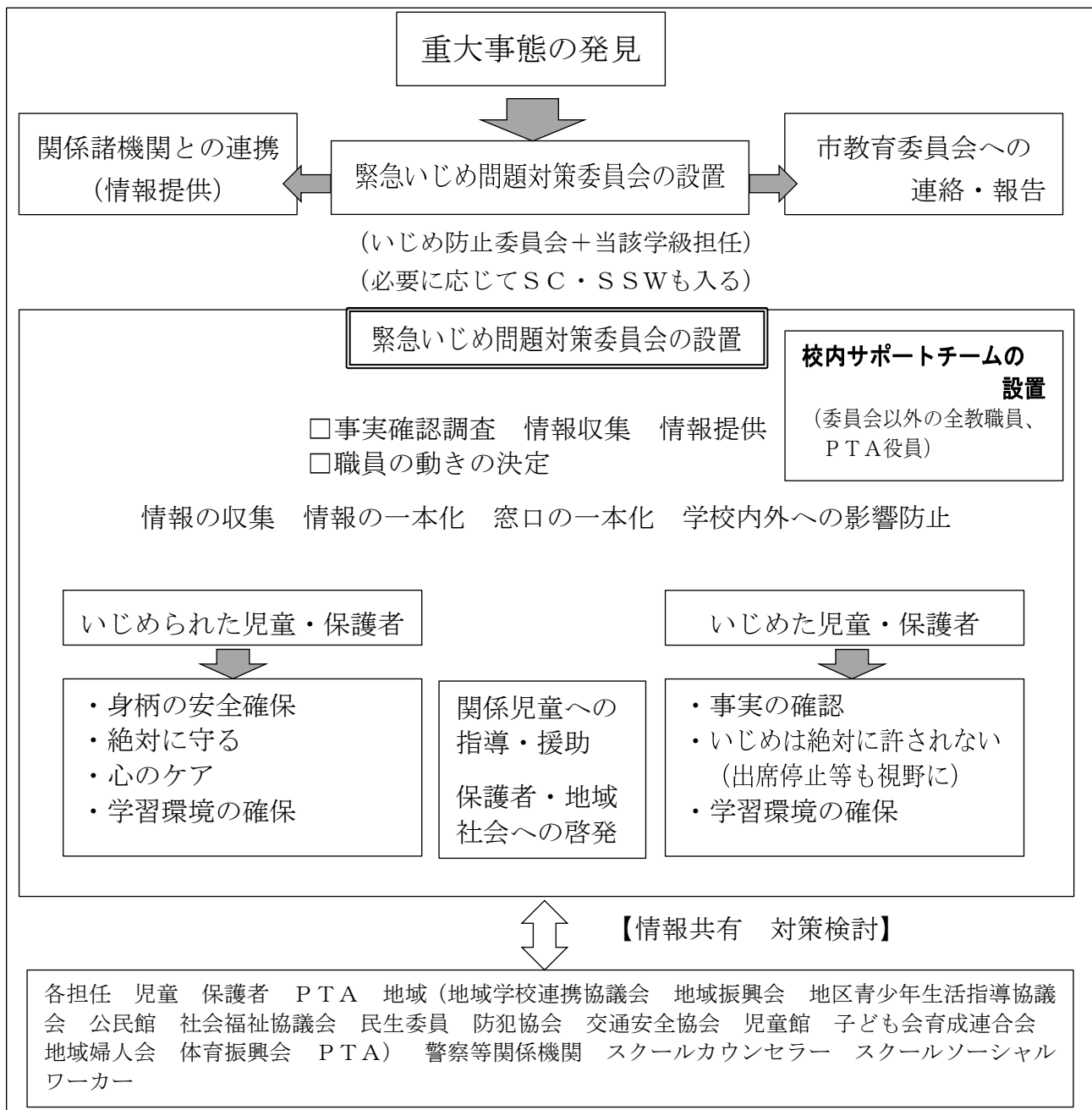
### (1) いじめ防止体制（平常時）



(2) いじめ防止体制 (いじめ発生時)



(3) いじめ防止体制（重大事態発生時）



○報道等への対応（教育委員会との連携）

○事後観察・支援の継続（ケア等日常観察、関係機関との連携）

○学校評価（取組の分析・改善）

※重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等の心のケア等を行い、全校児童（保護者）の不安を解消させる。

## 10 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

	職員会議等での 生徒指導情報交換（月1回）	未然防止に向けた取組 児童対象教育相談（月1回）	早期発見に向けた取組
4月 5月	参観日 いじめ対策に関わる共通理解 ・基本方針と指導計画確認 ・保護者への啓発	学年、学級づくり 授業づくり 信頼関係づくり スクリーニング会議	教職員間での情報交換 学級、縦割り清掃 委員会、クラブ等の様子 5月あんあんアンケート
6月 7月	夏休み前までの反省 参観日	保護者面談	6月あんあんアンケート
8月 9月	小中J Sでの情報交換	八戸市いじめ問題対話集会 （参加報告）	9月あんあんアンケート
10月 11月 12月	学校評価 冬休み前までの反省 参観日		11月あんあんアンケート
2月 3月	参観日 本年度の反省 進級進学への引き継ぎ		新入学児童情報交換 2月あんあんアンケート

## 11 評価

教職員による反省（各学期）、PTA役員等による評価（適宜）、地域学校連携協議会による評価（適宜）等を基に、基本方針や対応、年間計画を見直し、教育課程編成会議で必要に応じて討議する。

## 12 いじめ対処マニュアル

### ○事案発生・学校認知

いじめと疑われる行為を発見した場合 その場でその行為を止める	暴力を伴う場合 複数教員が現場に急行	児童・保護者から相談や訴えがあった場合 真摯に傾聴	重大事態（自殺企図、欠席）
①負傷の有無確認 有：応急処置 無：安全確保（必要に応じSCによる面談）			①教頭・校長へ報告 ※八戸署生活安全課 43-41411 内 274
②周囲児童への処置			②市教委へ報告 ※教育指導課 43-2111 内 577
③教頭・校長へ第一報の報告（被害児童の家庭へも）			③調査組織を設置
④情報収集による正確な実態把握			④調査実施
⑤④を教頭・校長、被害児童家庭（加害児童家庭）への報告			⑤被害児童家庭へ報告
⑥指導支援体制の構築（いじめ対策委員会→全教職員）			⑥臨時職員会議
⑦児童への指導支援	⑦保護者との連携（複数教職員で）		⑦市教委へ調査結果報告
被害児童へ	被害児童への家庭訪問	加害児童への家庭訪問	⑧調査結果を踏まえた 必要措置
加害児童へ	・経過報告事実関係	・事実関係報告	⑨第三次対応 メンタルケア
周囲児童へ	・加害児童への指導	・指導内容説明	再発防止
	・学級指導の内容	・学校家庭の連携方法	※個人情報保護
	・学校家庭の連携方法		
⑧経過観察 ※保管※児童との面談記録・いじめ対策委員会の協議記録	※必要に応じ複数回実施		

## 13 補足：いじめのサイン

### 1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は、自分から言い出せないことが多い。多くの教員の中で、多くの場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校～朝の会	・体調不良を訴えたり、遅刻・欠席が増えたりする。また、その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいていたり、担任が入室後、遅れて入室してきたりする。 ・提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。
授業中	・保健室やトイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立ったり、物が見つからなかったりする。 ・机の周りに物が散乱している。教科書やノートなどに、汚れやいたずら書きがある。 ・グループ活動のとき、机をくっつけたがらない。 ・突然、個人名が出される。
休み時間等	・食欲がない。衣服が汚れている。持ち物や掲示物にいたずらをされる。 ・同学年の子と遊ばず、一人で過ごしていることが目立つ。 ・友達とふざけ合っている、表情がさえない。 ・用事のない場所や教室にいたりする。 ・教師のそばに来たがったり、大人と話したがったりする。
放課後等	・あわてて下校する、または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物が無くなったり、持ち物にいたずらをされたりする。 ・一人で片づけや部活動の準備などを行っている。
その他	・席替えをした後の様子がおかしい。 ・先生によって、言葉づかいや態度が変わる。（クラブ、委員会、掃除など）

## 2 いじめている児童のサイン

- 例・教室等で、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・周囲の児童が、ある児童にだけ異常に気を遣っている。
  - ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。
  - ・自己中心的な行動が目立つボスの存在の子がいる。
  - ・トイレにたむろしたり、いたずら書きやお菓子の殻などが捨ててあったりする。
  - ・特定の子が使った蛇口などを避けている。

上記のような事例が頻繁に見られるいじめている児童に気づいたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やして、状況を把握する。

## 3 教室でのサイン

- 例・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
  - ・何か起こると特定の児童の名前が出る。
  - ・筆記用具等の貸し借りが多い。
  - ・壁等にいたずら、落書きがある。
  - ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

教室内がいじめの場所となることが多いので、教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

## 4 家庭でのサイン

児童は、家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である

- 例・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平不満を口にすることが多くなる。
  - ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
  - ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
  - ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
  - ・不審な電話やメールがあったりする。
  - ・遊ぶ友達が急に変わる。
  - ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
  - ・理由のはっきりしない衣服の汚れ、打撲や擦り傷がある。
  - ・登校時刻になると体調不良を訴える。
  - ・食欲不振・不眠を訴える。
  - ・学習時間が減る。
  - ・成績が下がる。
  - ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。
  - ・家庭の品物、金銭がなくなる。
  - ・大きな額の金銭を欲しがる。

# 八戸市立吹上小学校 いじめ防止基本方針

教育目標 「 気 づ き 考 え 行 動 す る 子 」

努力目標 ○ 進んで学ぶ子 ○ 豊かにかかわる子 ○ いのちを大切にする子

## 【家庭・地域との連携】

○学校関係者と地域、家庭との連携対策の推進  
(PTA や地域の会合等での、いじめ問題などや健全育成についての話し合い)

## 【校内体制】「いじめ防止委員会」

○役割：いじめ防止等の取組に関すること、相談内容の把握、児童・保護者への啓発等。  
○構成メンバー  
校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー、その他として心理・福祉等に関する専門家

## 【関係機関との連携】

○近隣小中学校  
○教育委員会  
○その他  
(警察・児童相談所・医療機関等)

## 【いじめの未然防止】

- 教員は、児童一人一人が認められ互いを大切にし合い、集団の一員として自覚できる学級づくりを行い、規範意識の醸成を図る。そのために、基礎・基本の定着と、学習に対する達成感・成就感が育成される「わかる授業」に取り組むとともに、道徳の時間や学級指導で思いやりの心や命の大切さについて指導し、「いじめは決して許されない」という認識を育む。
- 学校は教育活動全体を通して児童・保護者・地域に「いじめは決して許されない」ということを啓発し、防止に向け取り組む。また、校内研修などで、いじめに対する教職員の理解と実践力の向上を図る。

## 【いじめの早期発見】

- ・全教職員による児童の日常観察の充実と、情報（気づいたこと）の共有。
- ・アンケート調査等を活用。（児童の人間関係や学校生活等の悩み等を把握。）
- ・児童や保護者からの相談体制の整備改善。

## 【いじめへの対処】

- 学校として組織的な体制のもとに事実関係の迅速な把握と分析に努める。その際、問題を構造的(いじめられている児童・いじめている児童・周りの児童など)に分析する。
- 被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で、いじめることをやめさせ、どれだけ相手を傷つけ苦しめているのかを気づかせる指導を行う。
- 事実関係を保護者に伝え、学校での指導、家庭と学校が連携し合う対応を話し合っていく。また、教育委員会へ報告するとともに、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

◆◇吹上小教職員が毎日継続して実践する、いじめ未然防止および早期発見に向けた日常実践◆◇

- 毎朝、教師自ら積極的に児童に声がけし、発言や表情などから児童の日常の状況把握に努める。
- 休み時間や昼休みの過ごし方に気を配り、いじめの早期発見に努める。

## 【 教育相談とアンケートの実施月 】

月	4	5	6	7	8・9	10	11	12	1	2	3
アンケート		○	○		○		○	◎		○	

◎教育相談週間

令和8年4月1日 改訂